

江戸川区立平井南小学校 PTA 個人情報保護規程

第1条 目的

この規程は、江戸川区立平井南小学校 PTA（以下「本会」という）においての「個人情報の保護に関する法律」に則った個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定める。

本規程により個人情報の適正な利用、及び、管理を図り、もってプライバシーの保護を実現することを目的とする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 本人 個人に関する情報により識別可能となる在学児童または在学児童の保護者及び、本会に入会している教職員をいう。
- 二 本部役員 本会の役員会を構成する者をいう。（PTA 規約第 6 章、第 1 2 条）
- 三 運営委員 本会の運営委員会を構成する者をいう。（PTA 規約第 8 章、第 2 1 条）
- 四 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる業務を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

- 1 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者（本会副会長）を置くことができる。
- 3 個人情報保護代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 個人情報保護取扱者

本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員・運営委員・従業者とする。

第6条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱う作業を行う場合、本会会議室内もしくは学校内でのみの業務とする。ただし、特例で学校外への持ち出しをする場合は個人情報保護管理責任者の了承を得なければならない。

第7条 個人情報の管理

- 1 個人情報保護管理責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に定める事項について適正な措置を講じなければならない。
 - 一 紛失、破損その他の事故防止
 - 二 改ざんおよび漏洩の防止
 - 三 個人情報の正確性
 - 四 不要となった個人情報の廃棄または消去
 - 五 本部役員及び運営委員の個人情報の保管は原則 1 0 年
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第8条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報を第三者へ提供しない。

第9条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加及び削除を求められた時は法令等に従ってこれに応じる。

第10条 漏えい時などの対応

個人情報を漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、個人情報保護管理者は直ちに関係機関に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第11条 雑則

この規程の改廃は役員会、運営委員会の議決を経て承認を受けて得るものとする。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。